

○財務省告示第百二十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十一年三月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量（経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。以下同じ。）を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量を次のように告示する。

平成三十一年四月二十六日

財務大臣臨時代理

国務大臣 石田 真敏

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十一年三月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

二九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一三	二二	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	六〇八、五〇五トン		
二九八トン	七・〇トン	一五、五四四トン	四、九七一トン	〇トン	一二九トン	八、二二六トン	二二六トン	三五、七七〇トン	一、四九九トン	一、三四九トン	一一四、六七八トン	一六、一二九トン	一一四、六七八トン	一六、一二九トン	一、三三六トン	一二、八四四トン	六〇八、五〇五トン	

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十一年三月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

九	八	七	六	五	四	三	二	一	関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
三七、〇八一トン	四・七トン	四・一トン	三三・四トン	四九一・二トン	一九、二二六トン	一二・四トン	〇トン	〇トン		

二四	一三	三三	二二	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	七、二三二一トン
一一三トン	三、四三四トン	二一五トン	三五、七七〇トン	二九・二トン	七二一八トン	一六、一二九トン	一一四、四四〇トン	三、四九八・九トン	四五八〇、三九六トン	四六九トン	二五一、五四八トン	三、六四〇、八三一トン	四六、五一一トン	六、四四二一トン		

二九	二八	二七	二六	二五	
二九五トン	七・〇トン	九一五トン	一、三九六トン	〇トン	